

福岡県公報

平成19年10月1日
第 2 7 3 3 号

目 次

告 示 (第1789号 - 第1807号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁 政 課) 2
漁船損害等補償法第112条第 1 項の規定による同意	(漁 政 課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
市町村営土地改良事業の同意	(農地計画課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課) 4
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課) 5
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課) 5
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課) 5
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河 川 課) 5

公 告

都市公園の供用の開始	(公園街路課) 5
平成18年度財団法人都道府県会館の災害相互共済事業の経営状況	(総務事務センター) 5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 6
収用委員会		
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課) 8
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課) 8

告 示

福岡県告示第1789号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市蓮花寺三丁目5497 - 1 及び5497 - 4 から5497 - 11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中間市蓮花寺三丁目16番35号
岩崎 善子

福岡県告示第1790号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字前田2406 - 2、2406 - 5 及び2406 - 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原2470番地

矢山 廣美

福岡県告示第1791号

次の加入区において平成15年10月福岡県告示第1734号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成19年10月1日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 芦屋加入区
大和加入区

福岡県告示第1792号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 芦屋加入区
大和加入区

福岡県告示第1793号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市王丸字貝廻416番4及び417番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市王丸465番地

株式会社AUG 代表取締役 村山 博文

福岡県告示第1794号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町永治字南永治511番3及び511番4
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町永治508番地
内野 國昭
-

福岡県告示第1795号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町南新開字花立386番2
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町南新開315番地11
日隈 照子
-

福岡県告示第1796号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町道善三丁目54番及び55番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町大字道善114番地
渡邊 政之

福岡県告示第1797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項で準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
上毛町	区画整理事業 (尻高地区)	平成19年9月14日

福岡県告示第1798号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 マックスバリュ御笠川店
 - (2) 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
柳川	県道	諸富線 西島	前	大川市大字道海島370番1 先から 同市大字道海島641番2先 まで	4.0 ~ 20.0	852.0
			前	大川市大字道海島866番1 先から 同市大字道海島641番2先 まで	14.5 ~ 17.4	745.6
			後	大川市大字道海島370番1 先から 同市大字道海島641番2先 まで	4.0 ~ 20.0	852.0
			後	大川市大字道海島866番1 先から 同市大字道海島641番2先 まで	13.0 ~ 23.2	746.8

福岡県告示第1800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	諸富線 西島	大川市大字道海島866番1先から 同市大字道海島653番1先まで

福岡県告示第1801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	清古 滝賀線	前	古賀市大字久保414番7先から 同市大字久保400番1先まで	5.3 ~ 12.0	300.0
			後	同上	13.0 ~ 41.5	300.0

福岡県告示第1802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 太宰府線	前	糟屋郡志免町志免東3丁目 413番先から 同郡同町田富3丁目367番 1先まで	12.3 ~ 19.9	328.4
			後	同上	13.0 ~ 22.4	328.4
福岡	県道	清古 滝賀線	前	古賀市大字米多比1514番5 先から 同市大字米多比1540番1先 まで	4.6 ~ 7.2	127.0
			後	同上	8.1 ~ 8.5	127.0
福岡	一般 国道	495号	前	糟屋郡新宮町大字上府840 番11先から 同郡同町大字下府253番1 先まで	16.0 ~ 30.7	755.5
			後	糟屋郡新宮町下府2丁目840 番11先から 同郡同町美咲1丁目5番53 号まで	13.5 ~ 29.8	755.5

福岡県告示第1803号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく矢部川水系矢部川及び沖端川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課並びに福岡県八女土木事務所及び福岡県柳川土木事務所において閲覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1804号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく樋井川水系樋井川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所において閲覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1805号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく室見川水系室見川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所において閲覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1806号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく祓川水系祓川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県行橋土木事務所において閲覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1807号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく長峡川水系長峡川及び小波瀬川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県行橋土木事務所において閲覧に供する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

公 告

公告

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置
みやま市瀬高町長田地内
- 3 区域
別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県柳川土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日
平成19年10月1日

公告

平成18年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条

の2第3項の規定により公表する。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 建物損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額 1,741,747,893円

災害共済金経費その他の支出合計額 1,119,720,455円

期末正味財産合計額 22,047,368,964円

2 水力発電用機械損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額 556,919,880円

災害共済金経費その他の支出合計額 242,009,797円

期末正味財産合計額 6,660,230,083円

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

男警用階級章セット（警視監） 5セット

男警用階級章セット（警視長） 5セット

男警用階級章セット（警部補） 280セット

男警用階級章セット（巡查部長） 410セット

男警用階級章セット（巡查長） 140セット

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年12月28日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年10月12日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	03	記念品・記章類	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年10月1日(月)から平成19年10月12日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年10月12日(金)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年10月15日(月)午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又は

これに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年10月1日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県北九州市八幡西区里中一丁目	6番	畑	39.17（39）平方メートルのうち、9.64平方メートル

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県北九州市八幡西区里中一丁目	6番	畑	39.17（39）平方メートルのうち、9.64平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

加来守

福岡県北九州市八幡西区里中一丁目2番13号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

加来典子

福岡県北九州市八幡西区里中一丁目2番13号

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年9月14日

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年10月1日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県北九州市八幡西区里中一丁目	7番1	畑	171.37（171）平方メートルのうち、123.01平方メートル

7番2

田

25.98 (25) 平方メートルのうち、
25.60平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

三澤寛

福岡県北九州市八幡西区里中一丁目1番18号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

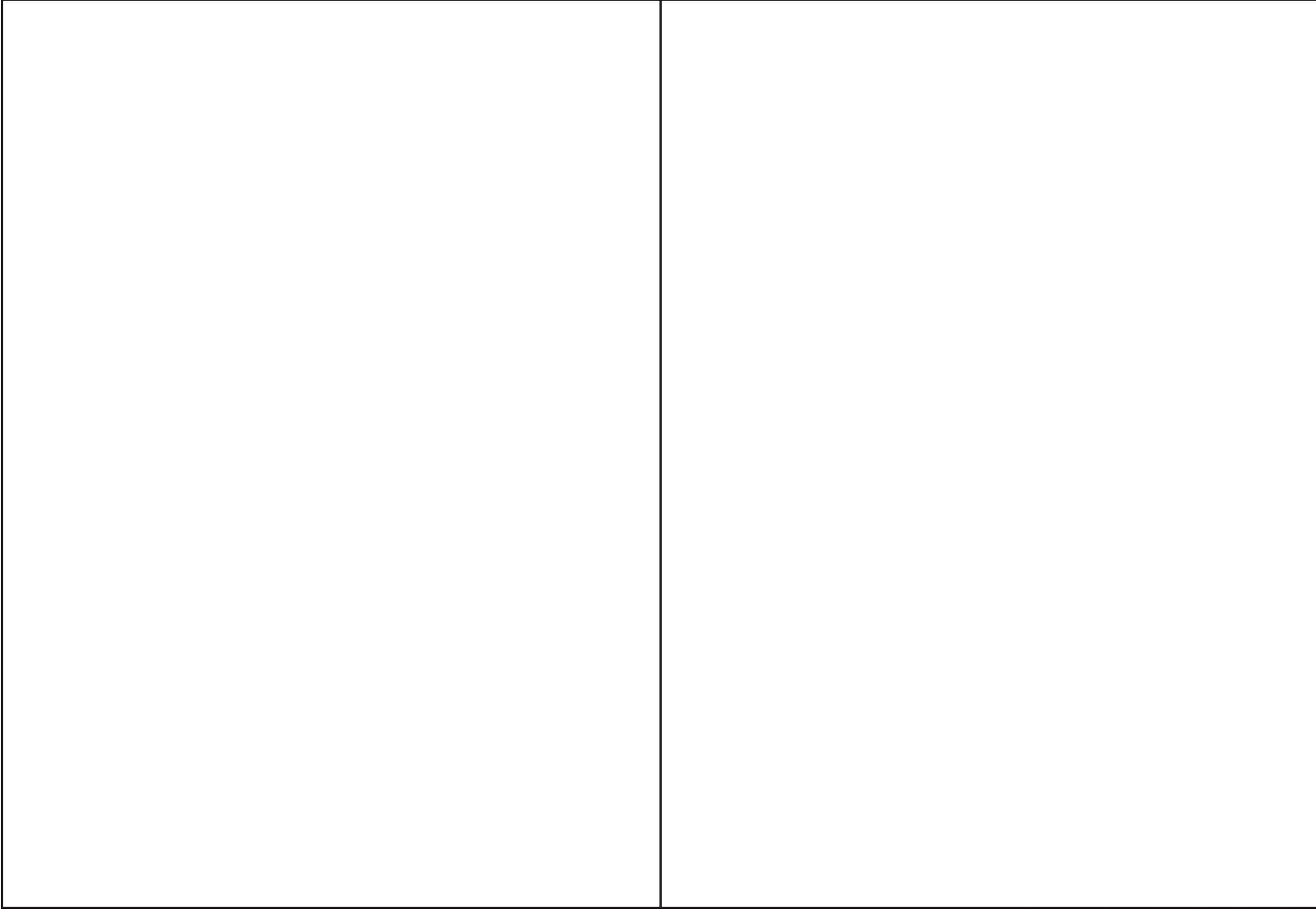
有限会社三沢商会

福岡県北九州市八幡西区里中一丁目1番18号

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年9月14日



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています